

第16回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時 | 2022年6月21日（火曜日）
午前10時 受付開始：午前9時

開催場所 | 京王プラザホテル 本館5階
「コンコードボールルームD」
東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

「株主総会」と「会社説明会」のインターネットによる
ライブ配信の実施及び事前質問の受付を行います。
詳細につきましては、5頁から6頁をご参照ください。

株式会社ウィルグループ

証券コード：6089

目次

第16回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役7名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	

(提供書面)

事業報告	23
連結計算書類・計算書類	43
監査報告書	47



本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただけ
ます。
<https://p.sokai.jp/6089/>



株主各位

証券コード 6089

2022年6月3日

東京都中野区本町一丁目32番2号

株式会社ウィルグループ

代表取締役社長 大原 茂

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁のご案内に従って2022年6月20日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

1 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル本館5階「コンコードボールルームD」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

※会場は座席間隔を拡げることから、ご用意できる席数が少なくなっています。

それによりご入場いただけない可能性がございますが、何卒ご容赦いただきますようお願い申しあげます。

3 目的事項 報告事項 1. 第16期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下に記載する書類につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。

- ①事業報告：「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
- ②連結計算書類：「連結持分変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類：「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告に含まれています。また、上記②及び③は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれています。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://willgroup.co.jp/>) に掲載させていただきます。

定時株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、以下のとおり運営します。株主の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

<株主様へのお願い>

- 新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される状況が続いているため、ご来場される株主様は、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をご勘案のうえ、ワクチン接種した場合でも、マスク着用等の感染予防にご配慮くださいますようお願いいたします。
- ご入場の際には、アルコール消毒及び検温のご協力をお願いします。
- ご入場の前に検温させていただき37.5度以上の発熱が確認された方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りすることがあります。
- 株主様のお座席は間隔を空けて配置することから、ご用意できる席数が少なくなっています。

<当社の対応>

- 受付にアルコール消毒液を設置します。
- 当社役員及びスタッフは、検温や体調を確認のうえ、マスク着用で対応します。
- 当日の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせします。



当社ウェブサイト ▶ <https://willgroup.co.jp/>

ウィルグループ

検索

以上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

**2022年6月20日（月曜日）
午後6時 到着分まで**



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2022年6月20日（月曜日）
午後6時 入力完了分まで**



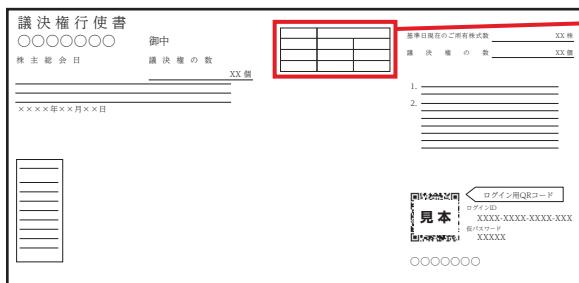
株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

**2022年6月21日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）**

議決権行使書のご記入方法のご案内



議決権行使書
〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX股
XXXX年XX月XX日

1. _____
2. _____

見本
ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
秘鍵/パスワード XXXXX

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1号・第2号・第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

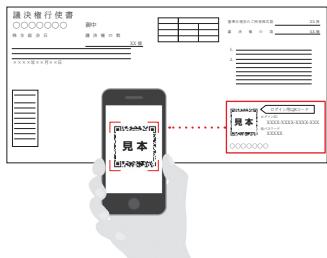
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

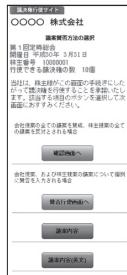
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

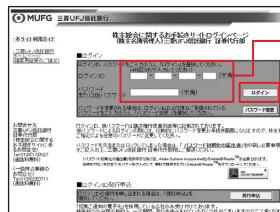
インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

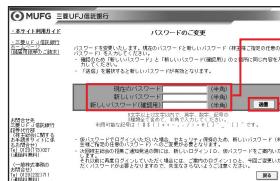
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社CJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ライブ配信及び事前質問の受付についてのご案内

株主様への情報提供の充実化の観点から、「株主総会」と「会社説明会」のインターネットによるライブ配信の実施及び本株主総会の目的事項等に関するご質問受付について、ご案内申し上げます。

1. 配信日時

定時株主総会 2022年6月21日（火曜日）午前10時
会社説明会 2022年6月21日（火曜日）午前10時45分以降開始予定

※会社説明会につきましては、定時株主総会終了後、準備が整い次第開始いたしますので、上記開始予定時刻より遅れる場合がありますこと、あらかじめご了承ください。

2. ご参加、ご視聴の手続き

(1) ライブ配信のご視聴を希望される株主様は、「株主様専用ウェブサイト」にアクセスいただき、IDとパスワードをご入力ください。

- ・株主様専用ウェブサイト <https://6089.ksoukai.jp>
- ・ID 株主番号
- ・パスワード 郵便番号



QRコードからも
アクセスいただけます

(2) ライブ配信にてご参加される株主様は、会社法上、本株主総会への「出席」とは認められないため、当日の議決権の行使やご質問を含めた一切の発言を行うことができません。議決権の行使については、3頁から4頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、事前に行ってくださいようお願い申し上げます。

3. 事前質問の受付についてのご案内

受付期限：2022年6月14日（火曜日）午後6時

本株主総会の目的事項等に関するご質問を事前に受付いたします。頂戴しましたご質問の中で、特に株主の皆様のご関心が高いと思われる事項につきましては、株主総会当日に回答、または後日当社ウェブサイトにて回答を掲載する予定です。個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

<受付方法>

- ・上記2. (1)の記載に従って、株主様専用ウェブサイトにごログインしてください。
- ・ログインした株主様専用ウェブサイトにて「事前質問を行う」ボタンを押してください。

- ・必要事項をご入力のため、「申し込む」ボタンを押してください。
- ※事前質問の送信回数はお一人様3回まで、文字数は300文字以内での送信をお願いします。
- ※受付期限を過ぎますと事前質問の投稿はできなくなりますので、ご注意ください。

4. その他注意事項

- ・ライブ配信は、定時株主総会及び会社説明会終了まで配信いたします。
- ・ライブ配信にご参加いただけるのは当社株主名簿（2022年3月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。
- ・ライブ配信の撮影、録画、録音はご遠慮ください。
- ・ライブ配信ご参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- ・通信環境やシステム障害等により株主様が受けた被害については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- ・ライブ配信につきましては万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態によりご参加になれない場合があるほか、状況によっては配信を中止することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、ライブ配信の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（<https://willgroup.co.jp/>）にてお知らせいたしますので、適宜ご確認ください。

5. 配信環境等インターネットの視聴のシステムに関するお問い合わせ先

電話番号：03-4520-1495

【受付時間：2022年6月21日（火曜日）9：00から会社説明会終了まで】

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆さまへの利益還元と将来に向けての安定的な事業展開に必要な内部留保の充実を配当の基本方針としています。

この方針に基づき、第16期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金34円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は776,791,914円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「『産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律』（令和3年法律第70号）」により、上場会社において、定款に定めることで、株主の皆さまの利益の確保への配慮等を踏まえた一定の要件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。当社といたしましては、感染症拡大または自然災害を含む大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆さまの利益にも照らして適切でないとする取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、変更案第13条第2項を追加するものです。なお、当該定款変更の効力発生に関しては、本株主総会での決議に加え、経済産業大臣及び法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けることを条件とします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものです。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第12条 (条文省略)	第1条～第12条 (現行どおり)
<p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社は感染症拡大または、自然災害を含む大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
第16条～第50条 (条文省略)	第16条～第50条 (現行どおり)
(新設)	<p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案

取締役7名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の経営監督機能及びコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、2名増員し、取締役7名(うち3名は社外取締役)の選任をお願いするものです。

なお、本議案については、社外取締役を委員長とする指名委員会からの答申を踏まえています。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の地位	出席回数/取締役会
1	再任 いけだ りょうすけ 池田 良介	代表取締役会長	17回/17回
2	再任 おおはら しげる 大原 茂	代表取締役社長	17回/17回
3	再任 つげの たかし 告野 崇	取締役	17回/17回
4	新任 すみ ゆういち 角 裕一	—	—
5	再任 いけがわ ちえ 池側 千絵	社外 独立 取締役	17回/17回
6	新任 こしづか くにひろ 腰塚 國博	社外 独立 —	—
7	新任 たかはし まさと 高橋 理人	社外 独立 —	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 池側千絵氏、腰塚國博氏及び高橋理人氏は、社外取締役候補者です。
 3. 当社は、池側千絵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。また、腰塚國博氏及び高橋理人氏が選任された場合、同取引所に独立役員として指定する予定です。
 4. 池側千絵氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 5. 当社は、池側千絵氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度と

し、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定です。また、腰塚國博氏及び高橋理人氏が選任された場合、両氏との間で同様の当該責任限定契約を締結する予定です。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、各取締役候補者が再任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、2022年12月の更新時においても上記内容での更新を予定しています。

候補者
番号

1

い け だ りょうすけ
池田 良介

1968年12月5日生（満53歳）

再任

取締役在任年数

16年

取締役会への出席状況

17回/17回

所有する当社の株式数

4,204,100株

■ 略歴、地位及び担当

1992年4月 孝岡会計事務所 入所
1995年9月 株式会社エイブル 入社
1997年10月 株式会社ビッグエイド 入社
2000年2月 株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク) 代表取締役就任
2006年4月 株式会社ウィルホールディングス(現 当社) 代表取締役社長就任
2011年9月 株式会社池田企画事務所 代表取締役就任(現任)
2014年2月 WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director就任(現任)
2014年8月 Scientec Consulting Pte. Ltd. Director就任
2016年2月 Oriental Aviation International Pte. Ltd. Director就任
2016年6月 当社 代表取締役会長就任(現任)
株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク) 取締役就任
2017年1月 Ethos Corporation Pty Ltd Director就任
2018年1月 DFP Recruitment Holdings Pty Ltd Director就任
2019年8月 株式会社識学 社外取締役就任(現任)
2020年1月 株式会社グラフィコ 社外取締役就任(現任)

■ 重要な兼職の状況

- ・ WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director
- ・ 株式会社識学 社外取締役
- ・ 株式会社グラフィコ 社外取締役

取締役候補者とした理由

池田良介氏は、当社グループの草創期から経営者として強いリーダーシップによって当社グループの経営を指揮し、成長を牽引してきました。また、2006年4月に当社を設立し持株会社体制に移行して以降も、当社代表取締役として、豊富な経験と高い見識によって、国内はもとより海外の人材ビジネス領域においても高い成長を牽引し、グループの企業価値向上に尽力してきました。

今後、更なる当社グループの企業価値向上に向け、同氏の助言を当社グループの成長に生かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

おおはら しげる
大原 茂

1968年8月27日生（満53歳）

再任

取締役在任年数

8年

取締役会への出席状況

17回／17回

所有する当社の株式数

1,781,500株

略歴、地位及び担当

- 1991年 4月 株式会社長谷工コーポレーション 入社
- 1996年 1月 シーガルコーポレーション創業
- 1999年 1月 有限会社シーガルコーポレーションに改組 代表取締役就任
- 2000年 2月 株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク） 取締役就任
- 2006年 3月 同社 代表取締役就任
- 2014年 6月 当社 取締役就任
- 2015年 9月 株式会社クリエイティブバンク 取締役就任
- 2016年 6月 当社 代表取締役社長就任（現任）
株式会社ボーダーリンク 取締役就任
- 2016年 9月 株式会社ネットジンザイバンク（現 フォースタートアップス株式会社） 取締役就任（現任）
- 2018年 6月 C4株式会社（現 株式会社ウィルオブ・コンストラクション） 代表取締役就任
- 2019年 6月 株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク） 取締役就任（現任）
- 2021年 4月 株式会社ウィルオブ・コンストラクション 取締役就任（現任）

重要な兼職の状況

- ・株式会社ウィルオブ・ワーク 取締役
- ・株式会社ウィルオブ・コンストラクション 取締役
- ・フォースタートアップス株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

大原茂氏は、当社グループの草創期から長年にわたり、経営者として国内の人材ビジネス領域において大きな成長を牽引してきました。また、2016年6月に当社代表取締役就任以降も、人材ビジネスに関する豊富な知見により、当社グループの企業価値向上に尽力してきました。

今後、更なる当社グループの企業価値向上のために、当社及び当社グループの経営牽引役として最適であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

つげの たかし
告野 崇

1970年4月26日生（満52歳）

再任

取締役在任年数

8年

取締役会への出席状況

17回／17回

所有する当社の株式数

320,700株

■ 略歴、地位及び担当

1995年4月 大和団地株式会社（現 大和ハウス工業株式会社） 入社
2000年6月 株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク） 入社
2005年6月 同社 取締役就任
2014年6月 当社 取締役就任（現任）
2015年9月 株式会社クリエイティブバンク 取締役就任
2016年6月 株式会社ボーダーリンク 取締役就任（現任）
2019年6月 株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク） 代表取締役就任
（現任）
株式会社クリエイティブバンク 取締役就任（現任）
2020年6月 株式会社ウィルオブ・コンストラクション 取締役就任（現任）

■ 重要な兼職の状況

- ・株式会社ウィルオブ・ワーク 代表取締役
- ・株式会社ウィルオブ・コンストラクション 取締役
- ・株式会社クリエイティブバンク 取締役
- ・株式会社ボーダーリンク 取締役

取締役候補者とした理由

告野崇氏は、長年にわたる豊富な人材ビジネス経験、経営全般及び管理・運営業務に関する幅広い知見を有しており、グループ経営及び当社の企業価値向上に貢献しています。

今後、更なる当社グループの企業価値向上のために、当社及び当社グループの経営牽引役として最適であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。

候補者
番号

4

すみ
角ゆういち
裕一

1980年10月6日生（満41歳）

新任

取締役在任年数

一年

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式数

27,900株

■ 略歴、地位及び担当

- 2003年 4月 株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク） 入社
- 2006年 4月 株式会社ウィルホールディングス（現 当社） 入社
- 2009年 4月 株式会社セントメディアフィールドエージェント（現 株式会社ウィルオブ・ワーク） 入社
- 2014年 4月 同社 営業本部長
- 2016年 4月 同社 取締役就任
- 2018年 7月 当社 執行役員 人事本部長
- 2019年 6月 株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク） 取締役就任
- 2021年 4月 株式会社ウィルオブ・コンストラクション 代表取締役就任（現任）

■ 重要な兼職の状況

- ・株式会社ウィルオブ・コンストラクション 代表取締役

取締役候補者とした理由

角裕一氏は、長年にわたり当社グループの営業を経験し、国内グループ全体の人事部門責任者を経て、子会社の代表取締役を務めるなど、人材ビジネスに関する豊富な知見を有し、当社グループ全体の事業領域の拡充にリーダーシップを発揮しています。

中長期的な後継者育成計画の一環として、当社及び当社グループの今後の経営牽引役として最適であると判断し、新たに選任をお願いするものです。

候補者
番号

5

いけがわ
池側

ちえ
千絵

1966年2月4日生（満56歳）

再任

社外

独立

取締役在任年数

2年

取締役会への出席状況

17回／17回

所有する当社の株式数

－株

■ 略歴、地位及び担当

- 1989年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク（現 P&Gジャパン合同会社）入社
- 2006年10月 日本マクドナルド株式会社 入社
- 2010年2月 レノボ・ジャパン株式会社（現 レノボ・ジャパン合同会社）取締役 CFO 財務管理本部長就任
- 2011年10月 NECパーソナルコンピュータ株式会社 社外監査役就任
- 2014年1月 日本ケロッグ合同会社 執行役員 経営管理・財務本部長就任
- 2018年12月 合同会社西友（現 株式会社西友）経営管理本部コマーシャルファイナンス・バイスプレジデント就任
- 2019年5月 ストラットコンサルティング株式会社 代表取締役就任（現任）
- 2019年11月 株式会社明光ネットワークジャパン 社外取締役就任（現任）
- 2020年6月 当社 社外取締役就任（現任）

■ 重要な兼職の状況

- ・ストラットコンサルティング株式会社 代表取締役
- ・株式会社明光ネットワークジャパン 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

池側千絵氏は、経営者としての豊富な実績と経験、グローバル事業、M&A及びリスク管理を含む、幅広い分野の知識、経験を有しており、取締役会の建設的な議論及び実効性評価に貢献しています。

当社から独立した立場にあり、当社グループの持続的成長と、企業価値向上、特にグローバル事業の観点での成長戦略強化、財務戦略及びリスク管理分野をはじめとした経営監督機能強化、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化に尽力いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

6

こしづか
腰塚

くにひろ
國博

1955年9月30日生（満66歳）

新任

社外

独立

取締役在任年数

一年

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、地位及び担当

- 1981年 4月 小西六写真工業株式会社（現 コニカミノルタ株式会社）入社
- 2012年 4月 同社 執行役 開発統括本部技術戦略部長就任
- 2013年 4月 同社 執行役 技術戦略部長 兼 開発本部長就任
- 2014年 4月 同社 常務執行役 開発統括本部長 兼 技術戦略部長就任
- 2015年 4月 同社 常務執行役 事業開発本部長 兼 開発統括本部長
- 6月 同社 取締役 兼 常務執行役事業開発本部長 兼 開発統括本部長就任
- 2016年 4月 同社 取締役 兼 常務執行役事業開発本部長 兼 技術担当（CTO）就任
- 2019年 6月 同社 上級技術顧問
- 2020年 5月 イオンモール株式会社 社外取締役就任（現任）
- 2021年 6月 東急建設株式会社 社外取締役就任（現任）

■ 重要な兼職の状況

- ・イオンモール株式会社 社外取締役
- ・東急建設株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

腰塚國博氏は、経営者としての豊富な経験、デジタル・情報技術に関する専門的な見識及び技術戦略の策定やグローバル事業、M&A及び新規事業の創出等、幅広い見識を有しています。

当社から独立した立場にあり、当社グループの持続的成長と、企業価値向上、特にデジタルシフトの推進及び経営監督機能強化、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化に尽力いただくことを期待し、社外取締役として新たに選任をお願いするものです。

候補者
番号

7

たかはし
まさと
高橋 理人

1959年4月24日生（満63歳）

新任

社外

独立

取締役在任年数

一年

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式数

—株

■ 略歴、地位及び担当

- 1982年4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社
- 2007年9月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）入社
- 2011年10月 同社 常務執行役員就任
- 2013年6月 株式会社LIFULL 社外取締役就任（現任）
- 2017年1月 株式会社マッシュプラス 代表取締役就任（現任）
- 2018年6月 Frlnge81株式会社（現 Unipos株式会社）社外取締役就任（現任）
- 2019年12月 株式会社HBIP 代表取締役就任（現任）
- 2021年3月 アディッシュ株式会社 社外取締役就任（現任）

■ 重要な兼職の状況

- ・株式会社マッシュプラス 代表取締役
- ・株式会社HBIP 代表取締役
- ・株式会社LIFULL 社外取締役
- ・Unipos株式会社 社外取締役
- ・アディッシュ株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高橋理人氏は、経営者としての豊富な実績と経験及びデータを活用した新規サービスの開発についての豊富な知見など、幅広い分野の知識、経験を有しています。

当社から独立した立場にあり、当社グループの持続的成長と、企業価値向上、特に当社グループの新規事業展開に対するアドバイス及び経営監督機能強化、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化に尽力いただくことを期待し、社外取締役として新たに選任をお願いするものです。

(ご参考) 「当社社外役員の独立性判断基準」の概要

当社では社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」と総称する。）または社外役員候補者の選定にあたっては、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下に記載する当社の「独立性判断基準」を満たすものとします。

当社の「独立性判断基準」

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

- ①当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者* 1
- ②当社グループを主要な取引先とする者* 2 またはその業務執行者
- ③当社グループの主要な取引先* 3 またはその業務執行者
- ④当社の大株主（総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
- ⑤当社グループが総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者
- ⑥当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑦当社グループから役員報酬以外に、多額* 4 の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑧当社グループから多額* 4 の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑨当社グループから多額* 4 の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑩当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者
- ⑪上記②から⑩に過去10年間に於いて該当していた者
- ⑫上記①から⑩に該当する者が重要な者* 5 である場合において、その者の配偶者または二親等内の親族

- (*) 1. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人ならびに過去に一度でも当社グループに所属したことがある者をいう。
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者をいう。
3. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。
4. 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
5. 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

(ご参考) 取締役及び監査役のスキル・マトリックス

第3号議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役会は以下のスキルをもった取締役会メンバーにより構成されることとなります。

当社の取締役会は、中期経営計画を実現するために必要な各取締役が備えるべきスキルを特定したうえで、取締役会全体としての知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性のある構成となるよう、指名委員会において取締役候補者の審議を経たうえで取締役会で決定します。

諮問委員会の○は委員長を示す。

役位 氏名	属性		経験業務・知識等							諮問委員会		専門性
	独立性	ジェンダー 男性● 女性○	企業経営	当社事業 及び 業界経験	グローバル 経験	財務・ 会計	人事・ 労務・ 人材開発	法務・ リスクマ ネジメント	IT・テク ノロジー	指名 委員会	報酬 委員会	保有資格
取締役会長 池田 良介		●	●	●	●		●			●		
代表取締役社長 大原 茂		●	●	●			●			●		
取締役 告野 崇		●	●	●						●		
取締役 角 裕一		●	●	●			●			●		
社外取締役 池側 千絵	●	○	●		●	●		●		○	○	修士（経営学）、博士 （プロフェッショナル会 計学）、中小企業診断士
社外取締役 腰塚 國博	●	●	●		●				●	●	●	
社外取締役 高橋 理人	●	●	●						●	●	●	
常勤社外監査役 澤田 静華	●	○		●		●		●		●		公認会計士、税理士
社外監査役 大向 健治	●	●	●		●	●		●		●		公認会計士、NY州公認 会計士、税理士
社外監査役 中村 克己	●	●					●	●		●		弁護士、公認不正検査士

- (注) 1. 上記の一覧表は、各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有する全ての知見を表すものではありません。
2. 役位は、第3号議案が原案どおり承認可決された後の取締役会において正式に決定する予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、補欠監査役候補者中島英樹氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

な か じ ま ひ で き

中島 英樹 1969年4月26日生（満53歳）

所有する当社の株式数

一株

■ 略歴及び地位

1998年4月 中山慈夫法律事務所（現中山・男澤法律事務所）

弁護士登録

2006年4月 弁護士法人レセラ（現 弁護士法人フィード） パートナー就任（現任）

2008年6月 株式会社ウィルホールディングス（現 当社）

社外監査役就任

■ 重要な兼職の状況

・ 弁護士法人フィード パートナー

補欠の社外監査役候補者とした理由

中島英樹氏は、弁護士としての実務経験及び法律に関する専門的な知識を有しており、その高い専門性と豊富な経験・見識を当社のグループ経営の監査に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者となりました。

なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しています。

- (注) 1. 中島英樹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 中島英樹氏は、補欠の社外監査役候補者です。
 3. 当社は、中島英樹氏が社外監査役に就任することとなった場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
 4. 当社は、中島英樹氏が社外監査役に就任することとなった場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、中島英樹氏が社外監査役に就任することとなった場合、当該保険契約の被保険者となります。また、2022年12月の更新時においても上記内容での更新を予定しています。

以上

(第16回定時株主総会招集ご通知提供書面)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

1. 当事業年度事業の状況

(1) 事業年度の事業の状況

売上収益	営業利益	親会社の所有者に帰属する当期利益
1,310億80百万円	54億72百万円	32億86百万円
(前期比 10.9 %増 )	(前期比 35.8 %増 )	(前期比 39.0 %増 )

当連結会計年度における世界経済は、各国でワクチン接種が進展し、多くの国でロックダウンが解除されたことによって、景気は回復傾向となりました。しかしながら、インフレ圧力の拡大・長期化により、多くの国で金融政策を引き締めめに転じたこと、半導体を中心とした部品不足、物流遅延による世界的なサプライチェーンの混乱が長期化していること、ロシア・ウクライナ情勢等により、先行きは不透明な状況となっています。

わが国においては、新型コロナウイルス感染症拡大により首都圏を中心に断続的な緊急事態宣言等が発令されていたものの、足元では厳しい状況が緩和され、景気の持ち直しの動きがみられます。しかしながら、海外経済の下振れリスク、エネルギー・原材料価格の上昇や為替相場変動などに注視する必要があります。

このような状況の下、当社グループは、2023年3月期を最終年度とした中期経営計画「WILL-being 2023」の達成に向け、ポートフォリオシフト、デジタルシフトにより営業利益率を高める「WORK SHIFT戦略」に取り組みました。

国内においては、首都圏を中心に断続的な緊急事態宣言等が発令される中で、セールスアウトソーシング領域の通信以外の分野及びファクトリーアウトソーシング領域では感染症拡大による影響があったものの、それ以外の領域は堅調に推移しました。また、Perm（人材紹介、専門性の高い領域への人材派遣）SHIFTに向け、注力する介護領域の人材紹介、建設技術者人材サービス領域、スタートアップ人材支援領域において、営業人員、コンサルタント人員増員等の先行投資を実施しました。

海外においては、当社が主に事業を展開しているシンガポール、オーストラリアでは、新型コロナウイルス感染症拡大により都市封鎖等の措置があったものの、景気は回復に向かっており、人材需要が増加し、人材派遣、人材紹介とも順調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益131,080百万円（前連結会計年度比10.9%増）、営業利益5,472百万円（同35.8%増）、税引前利益5,293百万円（同39.7%増）、当期利益3,854百万円（同43.9%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益3,286百万円（同39.0%増）及びEBITDA（営業利益＋減価償却費及び償却費＋減損損失）は7,556百万円（同20.7%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

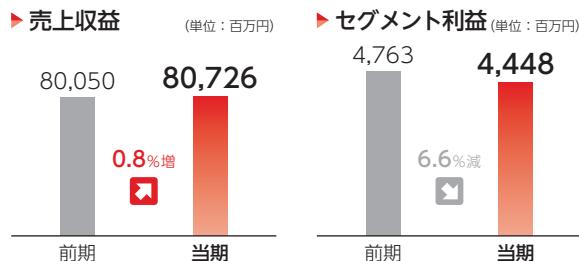
報告されている事業セグメントの会計処理方法について、従前は日本基準に一定の調整を反映した方法を採用していましたが、当社グループが定期的に検討を行うセグメント情報の見直しを行った結果、当連結会計年度より、当社グループの会計方針と同一の方法に変更しています。この変更に伴い、前連結会計年度の報告セグメント情報を修正再表示しています。

事業別売上収益

事業区分	第15期 2021年3月期 (前連結会計年度)		第16期 2022年3月期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
国内WORK事業	80,050 百万円	67.7 %	80,726 百万円	61.6 %	676 百万円	0.8 %
海外WORK事業	36,920	31.2	48,746	37.2	11,826	32.0
その他	1,278	1.1	1,607	1.2	328	25.7
合計	118,249	100.0	131,080	100.0	12,831	10.9

国内WORK事業

国内における販売、コールセンター、工場、介護施設、建設技術者等カテゴリーに特化した派遣・紹介・業務請負、フォースタートアップス（株）が展開するスタートアップ企業向けの人材紹介を中心とした人材支援サービス等を行っています。



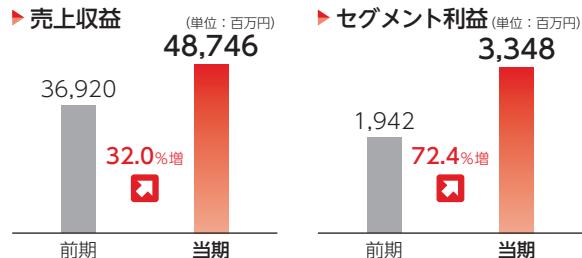
国内におけるセールスアウトソーシング領域、コールセンターアウトソーシング領域、ファクトリーアウトソーシング領域、介護領域等カテゴリーに特化した派遣・紹介、業務請負を行う国内WORK事業については、セールスアウトソーシング領域のアパレル分野、セールスプロモーション等の分野及びファクトリーアウトソーシング領域において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を引き続き受けていることから、需要が低下しました。一方で、セールスアウトソーシング領域の通信分野、コールセンターアウトソーシング領域、介護領域、スタートアップ人材支援領域においては、需要は底堅く堅調に推移しました。また、各領域ともウィズコロナ、アフターコロナを見据え、営業代行サービス、在宅型のコンタクトセンターサービスなど新たなサービスの顧客開拓にも注力しました。

利益面においては、介護領域の人材紹介、建設技術者人材サービス領域において、営業人員、コンサルタント人員増員等の先行投資を実施したことにより減益となりました。

以上の結果、国内WORK事業は、売上収益80,726百万円（前連結会計年度比0.8%増）、セグメント利益4,448百万円（同6.6%減）となりました。

海外WORK事業

ASEAN、オセアニア地域において、人材派遣・紹介を行っています。



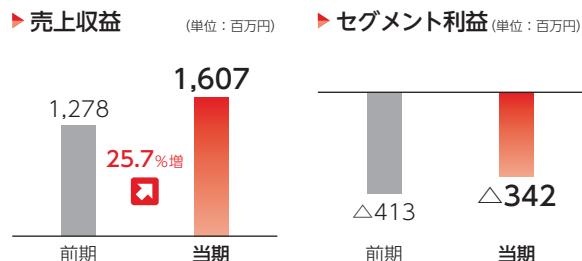
ASEAN及びオセアニア地域で展開している人材サービスについては、新型コロナウイルス感染症拡大により都市封鎖等の措置があったものの、人材需要は堅調であり、人材派遣、人材紹介とも順調に推移しました。また、為替相場が前連結会計年度比でシンガポールドル、オーストラリアドルとも円安で進行しました。

利益面においては、抑制していた人件費等の増加に加え、前年度に計上したシンガポールにおける新型コロナウイルス対策としての雇用支援政府補助金収入が減少した一方、人材紹介売上が増加し売上総利益が伸長したことにより増益となりました。

以上の結果、海外WORK事業は、売上収益48,746百万円（前連結会計年度比32.0%増）、セグメント利益3,348百万円（同72.4%増）となりました。

その他

HRTech分野の人材サービス、外国人ライフサポートサービス、ITエンジニア/クリエイター向け賃貸住宅（TECH RESIDENCE）事業等を行っています。



その他については、労働集約型ビジネス以外の拡大に向け、外国人ライフサポートサービス「エンポート」等、新たなプラットフォームの開発強化に取り組みました。利益面においては、新型コロナウイルス感染症拡大により、国内への入国制限により来日が困難な状況が続いたことで利用者数が伸び悩んだこと、新たなプラットフォーム開発への投資を継続したことにより損失となりました。

以上の結果、その他は、売上収益1,607百万円（前連結会計年度比25.7%増）、セグメント損失342百万円（前連結会計年度は413百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は3,784百万円です。その主なものは、新規拠点開設費用及び基幹システム構築費用等です。

(3) 資金調達状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

区分	第13期 2019年3月期	第14期 2020年3月期	第15期 2021年3月期	第16期 2022年3月期 (当連結会計年度)
売上収益 (百万円)	103,300	121,916	118,249	131,080
営業利益 (百万円)	2,957	4,145	4,030	5,472
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	1,539	2,380	2,363	3,286
基本的1株当たり当期利益 (円)	69.46	107.07	106.35	147.03
資本合計 (百万円)	5,224	7,123	10,027	13,121
1株当たり親会社所有帰属持分 (円)	188.71	235.46	370.13	505.08
資産合計 (百万円)	43,398	44,600	46,760	52,350

(注) 1. 各期に実施した企業結合について、取得日において取得原価の配分が完了していない場合には、暫定的な評価に基づいて会計処理をしています。取得原価の配分を更新した企業結合については、取得原価の配分を取得日に遡って修正しています。

2. 当社は「国際会計基準 (IFRS) 」に基づいて連結計算書類を作成しています。

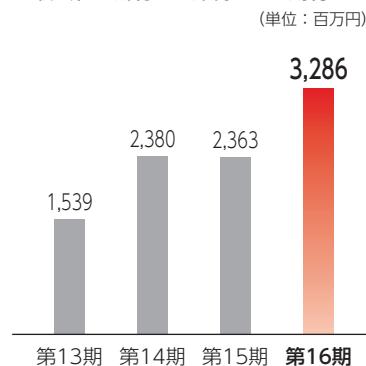
▶ 売上収益



▶ 営業利益



▶ 親会社の所有者に帰属する当期利益



3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ウィルオブ・ワーク	99百万円	100.0%	国内WORK事業
株式会社ウィルオブ・コンストラクション	98百万円	100.0%	国内WORK事業
株式会社クリエイティブバンク	100百万円	100.0%	国内WORK事業
株式会社ボーダーリンク	91百万円	51.0%	国内WORK事業
フォースタートアップス株式会社	224百万円	54.6%	国内WORK事業
ウィルグループファンド投資事業有限責任組合	300百万円	98.0%	その他
ウィルグループHRTech投資事業有限責任組合	911百万円	99.0%	その他
ウィルグループHRTech2号投資事業有限責任組合	488百万円	99.0%	その他
WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.	109,373千シンガポールドル	100.0%	海外WORK事業
Scientec Consulting Pte. Ltd.	3,500千シンガポールドル	100.0% (100.0%)	海外WORK事業
Oriental Aviation International Pte. Ltd.	3,194千シンガポールドル	100.0% (100.0%)	海外WORK事業
Ethos Beathchapman Australia Pty Ltd	31,543千オーストラリアドル	100.0% (100.0%)	海外WORK事業

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
DFP Recruitment Holdings Pty Ltd	23,899千オーストラリアドル	100.0% (100.0%)	海外WORK事業
DFP Business Trust	8,470千オーストラリアドル	100.0% (100.0%)	海外WORK事業
u&u Holdings Pty Ltd	1,200千オーストラリアドル	90.0% (90.0%)	海外WORK事業
The Chapman Consulting Group Pte. Ltd.	127千シンガポールドル	76.0% (76.0%)	海外WORK事業

(注) 1. 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率です。

2. 当事業年度末現在における当社の連結子会社は上記を含め48社、持分法適用会社は1社です。

3. 当社の完全子会社である株式会社ウィルオブ・ワーク及び株式会社ウィルオブ・ファクトリーは、2021年7月1日を効力発生日として、株式会社ウィルオブ・ワークを存続会社、株式会社ウィルオブ・ファクトリーを消滅会社とする吸収合併を行いました。

4. 対処すべき課題

今後の見通しについては、国内では構造的な人手不足による人材需要の高まりに変化はないものの、新型コロナウイルス感染症拡大は収束しておらず、国内経済、世界経済の停滞等、依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。このような経営環境の下、当社グループの持続的な成長の実現に向けて、2023年3月期を最終年度とする中期経営計画「WILL-being 2023」を策定しています。現状・今後の経営環境を踏まえ、以下、当社グループが中長期観点から対処すべき課題を記載します。

(1) 利益体質の改善

グループの持続的成長に向けては、グループの利益体質を変えていくことが必要であり、ポートフォリオシフト、デジタルシフトにより営業利益率を高める「WORK SHIFT戦略」により、高収益体質化を目指します。

ポートフォリオシフトでは、Perm（人材紹介、専門性の高い領域への人材派遣）SHIFTによる成長機会の最大化・最適化に取り組みます。具体的には、国内、海外とも、Temp領域より粗利率の高い、Perm領域を拡大します。その中でも、特に人手不足が常態化している介護、建設技術者の分野を拡大します。

デジタルシフトでは、Temp（人材派遣、業務請負）領域のデジタル化推進による生産性向上、事業安定性を軸とした雇用機会の最大化・最適化に取り組みます。Temp領域の生産性向上に向けて、デジタル化推進によって業務のオンライン化・自動化等による効率化に取り組みます。また、連結子会社間の統合、システムの統合、業務の集約等による効率化を図ります。

(2) 人材の確保と育成

人材の確保は当社グループの成長の礎であり、競争上の優位性、持続的な成長を実現するためには、スタッフの採用と育成と定着が重要な課題です。

採用活動においては、2019年10月に主要子会社のサービスブランドを「WILLOF（ウィルオブ）」に統一し、当社グループ全体の認知度及びサービス向上に取り組むことで、自社ホームページからの採用活動やスタッフからの紹介による採用に重点を置くことで独自採用ルートを強固なものにしていきます。

育成、定着においては、就業先での必要なスキルやマインドを取り込んだ就業前研修を更に充実させ、就業しているスタッフに対する定期的なフォローアップを行っていくことで定着率を高めていきます。

(3) 財務体質の強化

将来への成長投資、財務レバレッジの適正化に向けて自己資本の安定化を図るため、2023年3月期の親会社所有者帰属持分比率：20%以上を目標としています。また、収益性の改善に加えて、資本効率の向上を目指すために、ROIC（投下資本収益率）：20%以上を目標としています。

(4) サステナビリティの強化

当社グループは、サステナビリティ方針に基づき、社会と企業の持続可能な発展に貢献できるように取り組んでいます。この活動をさらに強化するために、5つのマテリアリティ（重要課題）を定め、事業活動を通じて社会課題の解決に貢献していきます。

気候変動への取り組みについては、脱炭素社会実現に貢献する取り組みを進め、「2031年3月期までに2020年3月期比でCO2の排出量を総量20%削減」する目標を定めています。また、TCFD提言に基づくシナリオ分析を実施し、気候変動がもたらす事業へのリスクと機会を分析し、関連情報の開示を推進していきます。

(5) 新型コロナウイルス感染症拡大に対する取り組みについて

新型コロナウイルス感染症が2019年末に初めて確認されて以来、世界的に感染が拡大しており、当社グループでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたガイドラインを策定し、在宅勤務の推奨、社外訪問、来客対応及び海外渡航の制限、従業員の検温等、各種安全配慮を行う他、新型コロナウイルス感染症による影響の少ない事業への人員シフトや、在宅勤務可能な就業先の開拓を行っています。

5. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
国内WORK事業	主に国内における販売、コールセンター、工場、介護施設、建設技術者等カテゴリーに特化した派遣・紹介・業務請負、フォースタートアップス（株）が展開するスタートアップ企業向けの人材紹介を中心とした人材支援サービス等を行っています。
海外WORK事業	主にASEAN、オセアニア地域において、人材派遣・紹介を行っています。
その他	HRTech分野の人材サービス、外国人ライフサポートサービス、ITエンジニア/クリエイター向け賃貸住宅（TECH RESIDENCE）事業等を行っています。

6. 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

(1) 当社

会社名	事業所名	所在地
株式会社ウィルグループ	本 社	東京都中野区

(2) 子会社

会社名	事業所名	所在地
株式会社ウィルオブ・ワーク	本 社	東京都新宿区
株式会社ウィルオブ・コンストラクション	本 社	東京都新宿区
株式会社クリエイティブバンク	本 社	東京都千代田区
株式会社ボーダーリンク	本 社	埼玉県さいたま市大宮区
フォースタートアップス株式会社	本 社	東京都港区
ウィルグループファンド投資事業有限責任組合	本 社	京都府京都市中京区
ウィルグループHRTech投資事業有限責任組合	本 社	京都府京都市中京区
ウィルグループHRTech 2号投資事業有限責任組合	本 社	京都府京都市中京区
WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.	本 社	シンガポール

会社名	事業所名	所在地
Scientec Consulting Pte. Ltd.	本 社	シンガポール
Oriental Aviation International Pte. Ltd.	本 社	シンガポール
Ethos Beathchapman Australia Pty Ltd	本 社	オーストラリア
DFP Recruitment Holdings Pty Ltd	本 社	オーストラリア
DFP Business Trust	本 社	オーストラリア
u&u Holdings Pty Ltd	本 社	オーストラリア
The Chapman Consulting Group Pte. Ltd.	本 社	シンガポール

(注) 当社の完全子会社である株式会社ウィルオブ・ワーク及び株式会社ウィルオブ・ファクトリーは、2021年7月1日を効力発生日として、株式会社ウィルオブ・ワークを存続会社、株式会社ウィルオブ・ファクトリーを消滅会社とする吸収合併を行いました。

7. 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内WORK事業	4,662 (397) 名	515名増 (154名増)
海外WORK事業	490 (44) 名	35名増 (15名減)
その他	137 (4) 名	24名減 (2名減)
共通	74 (5) 名	8名減 (1名増)
合 計	5,363 (450) 名	518名増 (138名増)

(注) 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループの出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
120 (8) 名	6名減 (4名増)	35.6歳	6.0年

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しています。

8. 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,320百万円
株式会社みずほ銀行	1,630百万円
農林中央金庫	950百万円
三井住友信託銀行株式会社	650百万円
株式会社三井住友銀行	573百万円

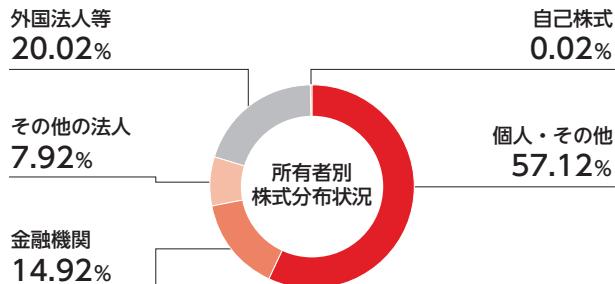
9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

1. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 63,360,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,852,200株
(自己株式5,379株を含む)
- (3) 株主数 13,335名
- (4) 大株主



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
池田 良介	4,204,100	18.40
大原 茂	1,781,500	7.80
株式会社池田企画事務所	1,707,500	7.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,683,700	7.37
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,098,441	4.81
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUPPORTFOLIO)	1,048,513	4.59
ウィルグループ従業員持株会	560,300	2.45
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	495,700	2.17
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	420,900	1.84
渡部 信吾	400,000	1.75

- (注) 1. 自己株式には、「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式279,441株は含めていません。
 2. 持株比率は、自己株式5,379株を控除して計算しています。
 3. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は297,700株増加しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年6月23日開催の第14回定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（社外取締役及び無報酬の取締役を除きます。）及び委任契約を締結している執行役員及び一部の当社子会社の取締役を対象とする業績連動型株式報酬制度等を導入しています。これらの対象者を受益者とする「役員向け株式交付信託」にかかる信託口が所有する当社株式は、合計で279,441株です。

2. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	池田良介	WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director 株式会社識学 社外取締役 株式会社グラフィコ 社外取締役
代表取締役社長	大原茂	株式会社ウィルオブ・ワーク 取締役 株式会社ウィルオブ・コンストラクション 取締役 フォースタートアップス株式会社 取締役
取締役	告野崇	株式会社ウィルオブ・ワーク 代表取締役 株式会社ウィルオブ・コンストラクション 取締役 株式会社クリエイティブバンク 取締役 株式会社ボーダーリンク 取締役
取締役	伊藤修平	伊藤公認会計士事務所 代表 みかさ監査法人 代表社員 株式会社I-FAS 代表取締役 株式会社SOXアドバイザーズ 代表取締役 株式会社スペースシャワーネットワーク 社外監査役
取締役	池側千絵	ストラットコンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社明光ネットワークジャパン 社外取締役
常勤監査役	澤田静華	株式会社ウィルオブ・ワーク 監査役 株式会社ウィルオブ・コンストラクション 監査役 株式会社ボーダーリンク 監査役 フォースタートアップス株式会社 監査役
監査役	大向健治	大向健治公認会計士事務所 代表 リソース・グローバル・プロフェッショナル・ジャパン株式会社 シニア・クライアント・ディベロップメント・ディレクター
監査役	中村克己	国広総合法律事務所 パートナー ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社 社外取締役 監査等委員

- (注) 1. 取締役伊藤修平氏及び池側千絵氏は、社外取締役です。
 2. 常勤監査役澤田静華氏、監査役大向健治氏及び中村克己氏は、社外監査役です。
 3. 2021年6月22日開催の第15回定時株主総会において、大向健治氏及び中村克己氏は新たに監査役に選任され就任しました。
 4. 常勤監査役澤田静華氏及び監査役大向健治氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 5. 監査役中村克己氏は、弁護士資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しています。
 6. 監査役奥村眞吾氏及び中島英樹氏は、2021年6月22日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
 7. 当社は、伊藤修平氏、池側千絵氏、澤田静華氏、大向健治氏及び中村克己氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社定款において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結していません。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度にかかる報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	120 (12)	109 (12)	10 (-)	17 (-)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	20 (20)	20 (20)	-	-	5 (5)
合計 (うち社外役員)	141 (33)	130 (33)	10 (-)	17 (-)	9 (7)

- (注) 1. 取締役の対象となる役員の員数には、無報酬の取締役1名を除いています。
2. 監査役の対象となる役員の員数には、2021年6月22日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名(うち社外監査役2名)を含めています。

②当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③非金銭報酬等の内容

- ア) 業績連動型株式報酬制度等（以下、「本制度」という。）の対象者
当社取締役（社外取締役及び無報酬の取締役を除く）
- イ) 対象期間
2021年3月末日に終了する事業年度から2023年3月末日に終了する事業年度まで
- ウ) 対象期間において、本制度の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する
金銭の上限
合計 金210百万円
- エ) 当社株式の取得方法
自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む）から取得する方法
- オ) 本制度の対象者に付与されるポイント総数の上限
1事業年度あたり80,000ポイント
- カ) ポイント付与
役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
- キ) 本制度の対象者に対する当社株式の交付時期
原則として、「業績連動型株式報酬」については在任中の一定の時期（対象期間（当初は3事業年度）の終了時）、「役位連動型株式報酬」については退任時

当社の非金銭報酬等は業績連動型株式報酬と役位連動型株式報酬であり、業績向上のみならず、企業価値向上に貢献する意識を高めることで、株主との利害共有をすることを目的に導入しています。業績連動型株式報酬の業績指標は、2023年3月期の営業利益額です。また、役位連動型株式報酬の業績指標は、株式交付規程に定める職務等級制度に基づき、格付けされる等級ランクごとにポイントを定めています。これらの指標を選じた理由は、当社中期経営計画において高収益体質化を基本方針として掲げていること及び各取締役が株主から期待される職責を果たすことがミッションであるためです。また、算定方法は、株式交付規程に基づき役位及び各取締役の業績貢献に応じたポイントを付与し、株式報酬を分配するものです。その実績は、業績連動型株式報酬は2023年3月末日に終了する事業年度に株式が交付されるため、当事業年度において実績はありません。役位連動型株式報酬は、(3) 取締役及び監査役の報酬等①当事業年度にかかる報酬等の総額の「左記のうち非金銭報酬等」に記載のとおりです。

④取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第2回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいています。本株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は、5名（うち、社外取締役3名）です。

また、金銭報酬とは別枠で非金銭報酬等の額は、2020年6月23日開催の第14回定時株主総会において、2021年3月末日に終了する事業年度から2023年3月末日に終了する事業年度までの株式報酬の額として合

計210百万円以内、付与するポイントの上限を1事業年度あたり80,000ポイント（社外取締役及び無報酬の取締役を除く）と決議いただいています。本株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は、2名です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第2回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいています。本株主総会終結時点の対象となる監査役の員数は、3名です。

⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しています。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、社外取締役及び監査役を中心に構成する「独立役員連絡会」からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行取締役の報酬は、各人の職務に応じた固定報酬と、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動制をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬制度等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしています。

2. 本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役及び無報酬の取締役を除く。以下も同様。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、あらかじめ定めた役位に応じた報酬額を基本報酬としたうえで、管掌組織、職責及び前年度の業績評価に基づき決定しています。なお、社外取締役については、業務内容、社会への貢献度及び就任の事情等を総合勘案し決定しています。

3. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

中長期インセンティブの業績連動型株式報酬制度等は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与し、その数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されます。当社取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として、業績目標の達成度に応じて当社株式の交付を受ける「業績連動型株式報酬」については在任中の一定の時期（対象期間の終了時）、役位に応じて当社株式の交付を受ける「役位連動型株式報酬」については取締役の退任時としています。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、職責に応じた基本報酬の水準を重視しており、このことを基本としつつ、株主利益の追求にも配慮し、基本報酬、株式報酬の構成割合を考えています。取締役の基本報酬に対する株式報酬の構成比は、最大2割程度となるよう設計しています。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき代表取締役会長池田良介氏及び代表取締役社長大原茂氏がその具体的内容について委任を受けるものとしています。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額です。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、原案を常勤取締役で構成された「報酬委員会」にて評価し、客観性・公平性・透明性の観点より、社外取締役及び監査役を中心に構成する「独立役員連絡会」で事前に審議・確認し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定をしています。

業績連動型株式報酬は、当社取締役会で定めた株式交付規程に則り、ポイントを付与します。

なお、2022年5月11日開催の取締役会の決議により、「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」〔5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項〕を改訂しました。その内容は、個人別の報酬額の決定は、取締役会の決議により決定し、また取締役会で個人別の報酬等を決議する際には、客観性・公平性・透明性の観点より、独立社外取締役で構成する「報酬委員会」にて社内取締役の評価及び報酬について審議・確認を行い、取締役会は当該答申の内容に従って決定します。

⑥社外役員が会社または親会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役伊藤修平氏は、伊藤公認会計士事務所 代表、みかさ監査法人 代表社員、株式会社I-FAS 代表取締役、株式会社SOXアドバイザーズ 代表取締役及び株式会社スペースシャワーネットワーク 社外監査役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役池側千絵氏は、ストラットコンサルティング株式会社 代表取締役及び株式会社明光ネットワークジャパン 社外取締役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役澤田静華氏は、当社子会社株式会社ウィルオブ・ワーク 監査役、株式会社ウィルオブ・コンストラクション 監査役、株式会社ボーダーリンク 監査役及びフォースタートアップス株式会社 監査役です。
- ・監査役大向健治氏は、大向健治公認会計士事務所 代表及びリソース・グローバル・プロフェッショナル・ジャパン株式会社 シニア・クライアント・ディベロップメント・ディレクターです。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役中村克己氏は、国広総合法律事務所 パートナー及びユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社 社外取締役監査等委員です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(5) 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏名	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	伊藤修平	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、議案の審議に必要な発言をする等、公認会計士としての専門的な知識と視点を活かすとともに、社外取締役の立場から助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
取締役	池側千絵	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、議案の審議に必要な発言をする等、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、社外取締役の立場から助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
監査役	澤田静華	当事業年度に開催された取締役会17回のすべて及び監査役会16回のすべてに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、監視、助言を行っています。
監査役	大向健治	2021年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のすべて及び監査役会13回のすべてに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、監視、助言を行っています。
監査役	中村克己	2021年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のすべて及び監査役会13回のすべてに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から、監視、助言を行っています。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

有限責任 あずさ監査法人	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	79百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	79百万円

- (注) 1. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、管理本部長、経理部長及び会計監査人からの必要な書類の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの合理性などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っていません。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
3. 当社の一部の子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人が監査しています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	8,973
営業債権及びその他の債権	17,458
その他の金融資産	129
その他の流動資産	728
流動資産合計	27,289
非流動資産	
有形固定資産	1,223
使用権資産	6,809
のれん	6,514
その他の無形資産	6,154
持分法で会計処理されている投資	477
その他の金融資産	1,208
繰延税金資産	1,850
その他の非流動資産	822
非流動資産合計	25,061
資産合計	52,350

科目	金額
負債	
流動負債	
営業債務及びその他の債務	15,297
借入金	5,786
その他の金融負債	5,245
未払法人所得税	1,195
その他の流動負債	1,836
流動負債合計	29,361
非流動負債	
借入金	2,202
その他の金融負債	6,285
繰延税金負債	1,202
その他の非流動負債	177
非流動負債合計	9,867
負債合計	39,228
資本	
資本金	2,163
資本剰余金	△2,266
自己株式	△274
その他の資本の構成要素	464
利益剰余金	11,310
親会社の所有者に帰属する持分合計	11,398
非支配持分	1,723
資本合計	13,121
負債及び資本合計	52,350

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	131,080
売上原価	102,314
売上総利益	28,765
販売費及び一般管理費	23,585
その他収益	387
その他費用	95
営業利益	5,472
持分法による投資損失	△18
金融収益	52
金融費用	212
税引前利益	5,293
法人所得税費用	1,439
当期利益	3,854
当期利益の帰属	
親会社の所有者	3,286
非支配持分	568

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,325
現金及び預金	199
販売用不動産	285
未収入金	483
関係会社短期貸付金	1,197
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	62
前払費用	62
その他	34
固定資産	19,230
有形固定資産	143
建物	10
工具、器具及び備品	129
車両運搬具	3
無形固定資産	581
ソフトウェア	461
ソフトウェア仮勘定	118
その他	2
投資その他の資産	18,505
投資有価証券	86
関係会社株式	14,833
その他の関係会社有価証券	1,283
関係会社長期貸付金	2,125
長期前払費用	0
繰延税金資産	156
その他	20
資産合計	21,555

科目	金額
負債の部	
流動負債	7,069
短期借入金	3,000
関係会社短期借入金	400
1年内返済予定の長期借入金	2,666
未払金	458
未払費用	21
未払法人税等	244
預り金	10
賞与引当金	71
その他	195
固定負債	2,065
長期借入金	2,003
役員株式給付引当金	62
負債合計	9,134
純資産の部	
株主資本	12,413
資本金	2,163
資本剰余金	2,604
資本準備金	2,336
その他資本剰余金	267
利益剰余金	7,919
利益準備金	0
その他利益剰余金	7,918
任意積立金	86
繰越利益剰余金	7,831
自己株式	△274
新株予約権	7
純資産合計	12,420
負債純資産合計	21,555

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		4,541
売上原価		108
売上総利益		4,433
販売費及び一般管理費		2,430
営業利益		2,002
営業外収益		
受取利息	75	
為替差益	10	
使用権売却収入	25	
その他	12	123
営業外費用		
支払利息	27	
投資事業組合運用損	135	
その他	11	174
経常利益		1,950
特別利益		
関係会社株式売却益	1,285	
その他	0	1,285
特別損失		
固定資産除却損	9	
関係会社株式評価損	19	
投資有価証券評価損	26	
その他	3	59
税引前当期純利益		3,176
法人税、住民税及び事業税	416	
法人税等調整額	△34	381
当期純利益		2,795

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社ウィルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 真
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大谷 文隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウィルグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ウィルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められる。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社ウィルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 真
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大谷 文隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウィルグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から報告を受けています。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社ウィルグループ 監査役会
常勤監査役(社外監査役) 澤 田 静 華 ㊟
社外監査役 大 向 健 治 ㊟
社外監査役 中 村 克 己 ㊟

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, spanning the width of the page.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

京王プラザホテル 本館5階 「コンコードボールルームD」

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ホテル館内の誘導人員を減らしています。株主の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、館内の案内板等をご確認いただき、会場までお越しくださいますようお願い申し上げます。
- ・ご来場が難しい株主様との公平性等に鑑みて、お土産を廃止しています。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



京王プラザホテル 本館5階
「コンコードボールルームD」

●新宿駅西口より徒歩

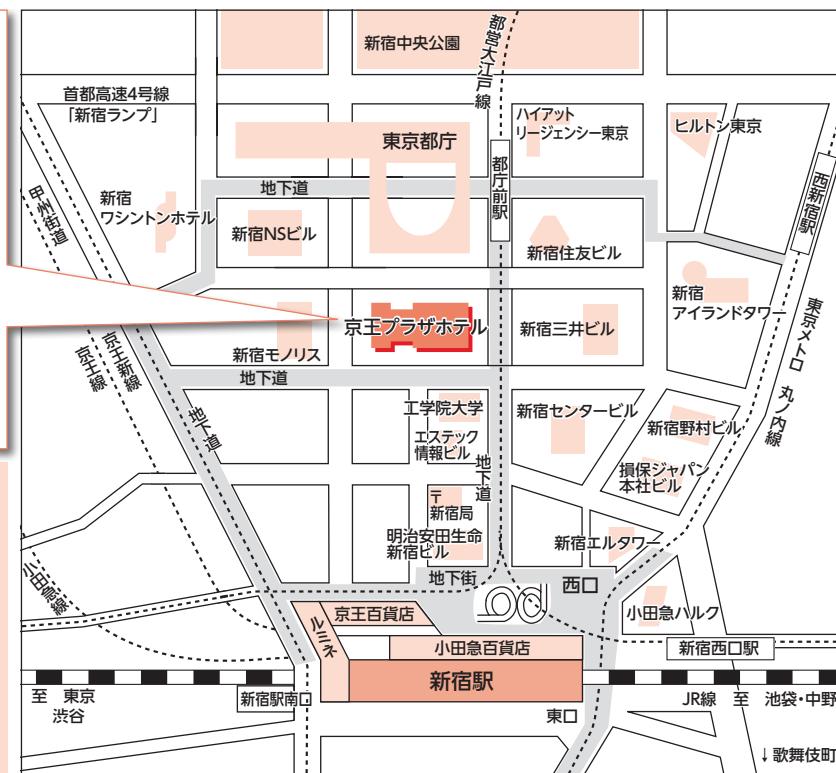
約5分（JR・京王線・小田急線・地下鉄）

新宿駅西口を出て、都庁方面への地下道を5分ほど進み、地下道から出てすぐの左側の建物が京王プラザホテルです。

●都営大江戸線都庁前駅より徒歩

地下道B1出口よりすぐ

改札を出てJR新宿駅方面に進み、B1出口階段を上がってすぐ右側です。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。